

**【国の施策等】**

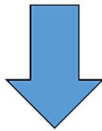
- 5 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定（H25）
- 6 「学校教育法施行令」の一部改正（H25）
- 7 「発達障害者支援法」の改正（H28）
- 8 「学習指導要領」等の改訂（H29～H31）
- 9 「学校教育法施行規則」の一部改正（H30）

5 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」  
(平成28年4月1日施行)



障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があり・・・

実施に伴う負担が過重ではない場合・・・



障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じた「合理的配慮」を行う。

お店に入ろうとしたら車いすを利用していることが理由で、断られた。



障害者差別解消法による義務及び努力義務

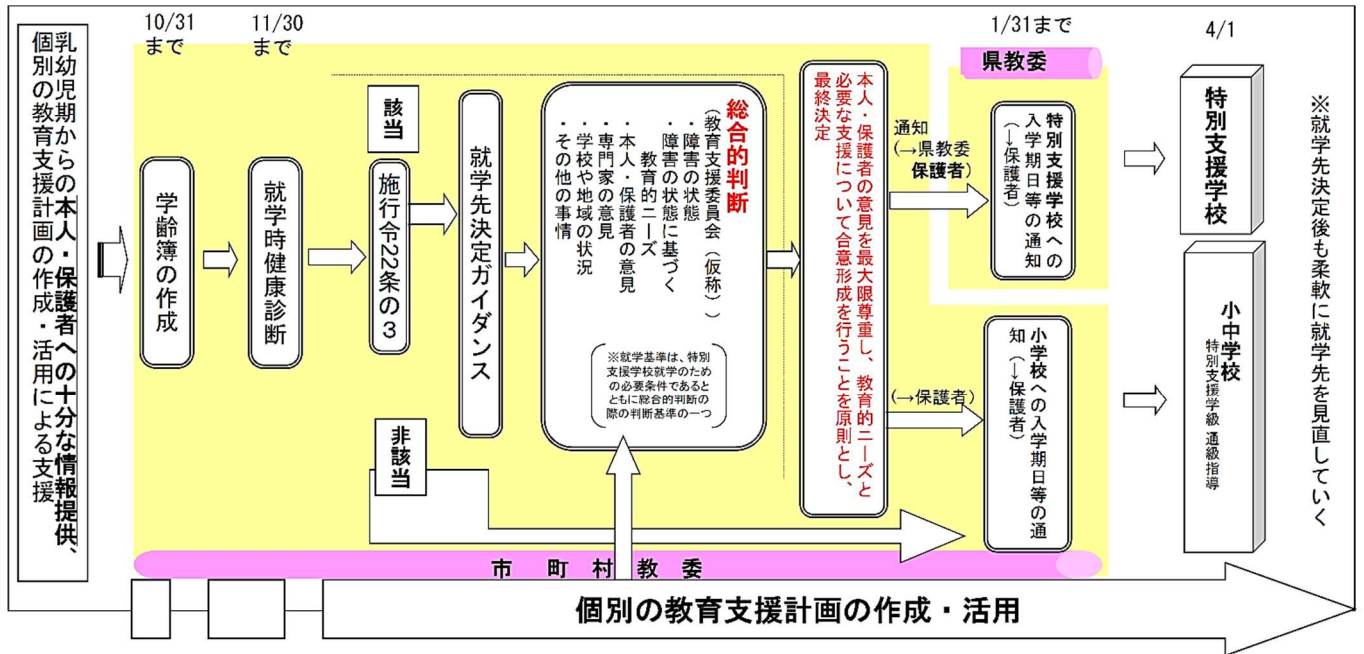
しない差別

する差別	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	所掌する分野について策定義務 (第11条1項)
地方公共団体	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	— (※)
国立大学法人	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	— (※)
学校法人	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項)	—	対応指針の対象

資料6 「学校教育法施行令」の一部改正 (H25)

6 「学校教育法施行令」の一部改正 (平成25年9月)

【改正後イメージ】 障害のある児童生徒の就学先決定の仕組みの改正について (手続きの流れ)



資料7 「発達障害者支援法」の改正 (H28)

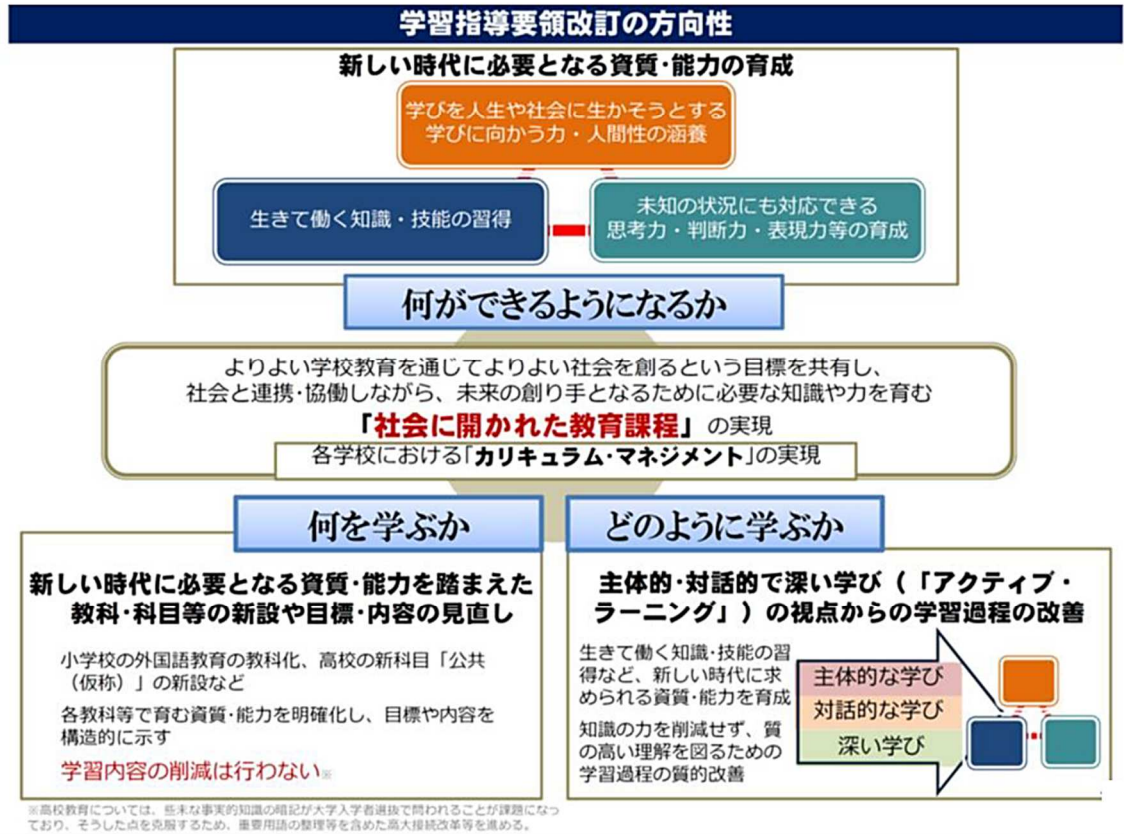
7 「発達障害者支援法」の改正 (平成28年5月) の概要

「H16 発達障害者支援法」における「発達障害」の定義

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- ・ 発達障害者の定義に「社会的障壁」によって日常生活や社会生活に制限を受けている内容を追加
- ・ 乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援を実施。教育・福祉・医療・労働などが緊密に連携
- ・ 教育現場において、個別支援計画、個別の指導計画の推進。いじめ対策の強化
- ・ 既存の発達障害者支援センターについて、地域支援の機能を強化。都道府県ごとに複数のセンターを設置できることとし、支援マネージャーの配置も可能とする
- ・ 都道府県・指定都市に関係機関による発達障害者地域支援協議会(仮称)を設置

8 「学習指導要領」等の改訂 (平成29～平成31年)



**特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント①**

**1. 今回の改訂の基本的な考え方**

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、**初等中等教育全体の改善・充実の方向性**を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、**幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性**を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

**2. 教育内容等の主な改善事項**

**学びの連続性を重視した対応**

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い※」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。  
※当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定。
- **知的障害者である子供のための各教科等**の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中・高等学校とのつながりに留意し、次の点を充実。
  - ・ **中学部に二つの段階を新設**、小・中・高等部の**各段階に目標を設定**、段階ごとの内容を充実
  - ・ **小学部の教育課程に外国語活動を設けることができる**ことを規定
  - ・ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの**学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導**ができるよう規定

## 特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント②

### 一人一人に応じた指導の充実

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、**障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実**するとともに、**コンピュータ等の情報機器（ICT機器）の活用等**について規定。
  - 【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実
  - 【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
  - 【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成
  - 【病弱】 間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

### 自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 幼稚部、小学部、中学部段階からの**キャリア教育の充実**を図ることを規定。
- **生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ**、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- 知的障害者である子供のための各教科の内容を充実
  - （例）小・中学部  
日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕、身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、消費生活と環境〔職業・家庭〕など

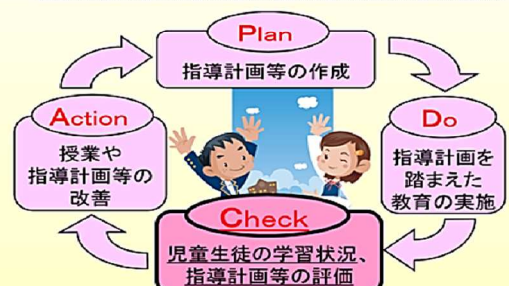
## 観点別学習状況の評価について

- 学習評価には、児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 各教科においては、学習指導要領等の目標に照らして設定した観点ごとに学習状況の評価と評定を行う「目標に準拠した評価」として実施。  
⇒きめの細かい学習指導の充実と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指す。

### 学力の3つの要素と評価の観点との整理

### 学習指導と学習評価のPDCAサイクル

- 学習評価を通じて、**学習指導の在り方を見直すこと**や個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要。  
**指導と評価の一体化**



#### 【現行】

#### 学習評価の4観点

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解

【以下の3観点に沿った整理を検討】

学力の3要素  
(学校教育法)  
(学習指導要領)

知識及び技能

思考力・判断力  
・表現力等

主体的に学習に  
取り組む態度



## 9 「学校教育法施行規則」の一部改正 (平成30年4月1日施行)

### 高等学校等における障害に応じた通級による指導の制度化の概要

- 中学校において通級による指導を受けている生徒数は年々増加 (H5 : 296人 → H29: 11,950人 (40倍)) しているが、障害のある生徒の中学校卒業後の進路は、主として高等学校又は特別支援学校高等部となっている。
- 障害者権利条約等の理念を踏まえ、高等学校においても適切に特別支援教育が実施されるよう、多様な学びの場の整備が求められる。
- このような状況を踏まえ、小・中学校等からの学びの連続性を一層確保しつつ、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供する観点から、平成30年度より、高等学校においても、いわゆる「通級による指導」(大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を受ける指導形態) を実施できることとした。

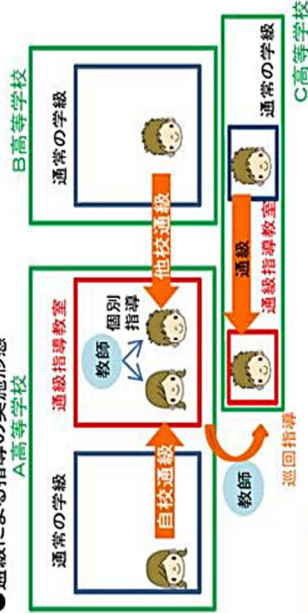
#### 制度の概要

※省令等の改正 公布 : H28.12.9 施行 : H30.4.1

#### ①省令 (学校教育法施行規則) の改正

- **高等学校**で障害に応じた特別の指導を行う必要がある者 (※1) を教育する場合、**特別の教育課程**によることができる。  
(※1) 言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱 (小・中学校と同様)

#### ●通級による指導の実施形態



#### 文部科学省の取組

- ◆ 教職員定数については、平成30年3月に高校標準法施行令を改正し、**公立高等学校における障害に応じた特別の指導 (通級による指導)** のための加配定数措置を可能とした (平成30年度 : 113人分の経費を地方財政措置) 。
- ◆ 発達障害に関する通級による指導の担当教師に対する**研修体制や必要な指導方法に関する調査研究**を実施。
- ◆ **(独) 国立特別支援教育総合研究所**において、各都道府県等の指導的立場にある**教職員等を対象とした研修**を実施。

#### ②告示の改正

- 障害に応じた特別の指導を**高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替える**ことができる。
- 障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、**年間7単位 (※2)**を越えない範囲で卒業認定単位に含めることができる。  
(※2) 中学校の時数と同程度

#### ●加える場合の例 (授業時数が増加する)

各学級に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な 学習の時間 (3単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に応じた特別 の指導	特別 活動
-------------------------------	------------------------	-------------------	-----------------	----------

#### ●替える場合の例 (授業時数が増加しない)

各学級に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な 学習の時間 (3単位)	選択教科・科目 (41単位) 障害に応じた 特別の指導	特別 活動
-------------------------------	------------------------	-----------------------------------	----------

授業時数  
が増加